

西川町立病院給湯設備更新工事事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月
西川町立病院

西川町立病院給湯設備更新工事事業に係る公募型プロポーザル実施要領（仕様書）

1. 目的

西川町立病院の給湯設備は、耐用年数を超過し、各所に不具合及び故障が発生している。また、二酸化炭素の排出抑制等、持続可能な社会の実現に向けて環境に配慮するとともに、快適な診療環境を整備するため、給湯設備の更新を行う。本事業は、民間企業のノウハウ、技術力を活用する方式により実施するものとし、計画、工事等に関する一括提案を受け、西川町（以下、「本町」という。）にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式にて募集を行うものである。

本審査の結果、最も優れている応募者を優先交渉権者として、本町と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、事業に係る契約の締結、事業の実施を行うものとする。

2. 事業の概要

(1)事業名

西川町立病院給湯設備更新工事事業（以下「本事業」という。）

(2)契約方式

公募型プロポーザル方式

(3)事業期間

契約締結日から令和8年11月30日

(4)対象物件

設置場所	機器名称	メーカー	型番	台数
1階機械室	温水ヒータ	(株)前田鉄工所	MFV-F600A-25-N 出力 698KW	2

(5)事業場所

山形県西村山郡西川町大字海味 581 番地

(6)事業内容

事業者は、給湯設備(以下「本設備」という。)の実際の使用状況を踏まえ、自ら行った提案を基に合意した内容で契約を締結し、本事業により更新する本設備を善良なる管理者としての注意義務をもって、以下の業務を行うものとする。

① 本設備の設置計画・施工管理

② 既設設備の撤去・廃棄処分

※事業内容の詳細については、別紙「西川町立病院給湯設備更新工事事業仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(7)実施数量

仕様書記載による。

(8)提案限度額

提案者は、以下に示す事業額の範囲内で業務内容を提案することができる。

46,255,000 円（消費税及び地方消費税を含むものとする。）

※見積金額の上限額は、契約金額の上限を示すものであり、本町がこの金額での契約を約束するものではない。また、この金額を超えて提案した場合は失格とする。

3. 募集及び選定等の日程(予定)

要領等の公表から契約締結までは、次の日程で実施することとする。ただし、応募状況や 審査の進捗状況等により変更する場合がある。

項 目	日 程
実施要領等の公表(ホームページで公開)	令和 8 年 9 月 4 日 (金)
実施要領に関する質問受付	募集公表日～令和 8 年 9 月 11 日 (金)
質問の回答	令和 8 年 9 月 14 日 (月)
参加表明書・資格確認書類の受付	募集公表日～令和 8 年 9 月 16 日 (水)
資格確認結果、ヒアリング詳細の通知	令和 8 年 9 月 18 日 (金)
企画提案書の受付	令和 8 年 9 月 24 日 (木) ～9 月 30 日 (水)
ヒアリング兼審査委員会	令和 8 年 10 月 9 日 (金) 13:30
企画提案審査結果通知 (ホームページで公表)	令和 8 年 10 月 13 日 (火)
詳細協議・契約締結	令和 8 年 10 月中
給湯設備更新工事	契約の日～令和 8 年 11 月 30 日 (月)

4. 応募条件

(1) 応募者(参加表明書等の提出者)

- ① 応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業あるいは複数企業で構成するグループ（以下「グループ」という。）とする。
- ② グループでの応募の場合、統括役割を担う代表者を 1 社選定し、その代表者が本町との連絡窓口となり、契約等諸手続きの責を負うものとする。また、グループの構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ③ 応募者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、優先交渉権者となった場合には契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 応募者の資格

本企画案への参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、以下の参加条件を満たしていなければならない。

- ① 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、グループの場合は、その代表者が本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 参加表明書及び資格確認書類により、本要領の内容を十分に遂行できる者であること。
- ③ 事業運営・維持管理を円滑に行うため、迅速に対応できる者。
- ④ 施工役割を担う構成員は、管工業事業として建設業の許可を受けている業者を含むこと。なお、

工事請負契約はこの管工業事業許可を受けている施工役割の構成員と町との間に締結することとする。

(3) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びグループの構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する者。
- ② 本要領の公表日から企画提案書提出期限までの間に、本町の指名停止措置を受けている者。
- ③ 募集開始の日から起算して、前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受けている者又は前 6 ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出している者。
- ④ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条の規定による破産手続きの申し立てをしている者。
- ⑤ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)上の更生手続開始の申し立てをした者にあつては、本要領の公表日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされている者。
- ⑥ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者については、本要領公表日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされている者。
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がある者。
- ⑧ 本町税の滞納がある者。

(4) 地域貢献・経済波及効果 本事業における地域経済への波及効果を図ること。

5 本事業選定の流れ

(1) 応募者の要件

本事業提案募集の応募者は「4 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 資格確認結果及びヒアリング詳細の通知

参加表明した者の資格要件を確認し、ヒアリング詳細を電子メールにて通知する。

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

本事業における審査は、委員 5 名で構成される「西川町立病院給湯設備更新工事事業公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において企画提案内容を審査し、最優秀提案 1 者及び優秀提案 1 者を選定する。最優秀提案者を優先交渉権者とするが、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点の優秀提案者を次点交渉権者とする。

(4) 詳細協議

優先交渉権利者の決定後、最終仕様、並びに契約を締結するまでの諸条件について本町との詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権利者との協議が整った場合、優先交渉権利者は本町と契約を締結し、契約事業者となる。優先交渉権利者との協議が整わない場合は、本町は次点者との協議を行い、協議が整えば次点者と本契約までの手続きを行うものとする。

(6) 事務局

本件に係る事務局は次のとおりとする。

西川町立病院事務係：土田、服部

所在地：〒990-0702 山形県西村山郡西川町大字海味 581 番地

電 話： 0237-74-2211

F A X： 0237-74-2213

電子メール： jimu@town.nishikawa.yamagata.jp

西川町立病院ホームページ URL：<http://www.town.nishikawa.yamagata.jp/site/hospital/>

6. 手続きについて

(1) 実施要領等の配布

実施要領、仕様書及び各様式は西川町立病院のホームページ上にて公開する。

(2) 実施要領に対する質問受付・質問回答

本実施要領及び資料に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

- ① 質問は、質問書(様式第1号)を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、F A X、持参等は不可とする。電子メールの送信の際は、件名を「西川町立病院給湯設備更新工事業質問書（業者名）」と記載する。また、電子メール発信後は電話にてメール受信確認をすること。
- ② 受付期間 令和8年9月4日（金）～令和8年9月11日（金）午後5時15分まで（必着）
- ③ 質問に対する回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年9月14日（月）に電子メールにて回答することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を下記受付期間中に事務局まで持参又は郵送で提出すること。

- ① 受付期間 令和8年9月4日（金）～令和8年9月16日（水）（必着）

受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。

- ② 受付場所

西川町立病院1階事務室 事務係

- ③ 参加表明時の提出書類

以下の参加表明書等作成要領によるものとする。なお、応募者は、提出書類に各々書類符合を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを6部（正本1部、副本5部）提出する。

- ④ 提出書類のうち、会社概要・企業状況表・印鑑証明書・商業登記簿謄本・納税証明書・事業実績一覧表・暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書は、代表者及び構成員全てのものを提出するものとする。

(4) 参加表明書等作成要領

① プロポーザル参加表明書（様式第 2 号）

グループでの参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

② グループ構成表（様式第 3 号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業、施工、その他役割）を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた事業役割等に関する合意書、契約書又は覚書等を本市に提出すること。なお、その合意書には、グループが本町に対し、連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。（様式任意）

③ 会社概要（様式第 4 号の 1）

A 4 判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、網羅したものを提出すること。

④ 企業状況表（様式第 4 号の 2）

ア 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前 3 か月以内に発行されたもの。

イ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前 3 か月以内に発行されたものを綴じたもの。

ウ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税通知書を各 1 通ずつ綴じたものとし、事業所が複数個所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

エ 建設業の許可証明書

建設業法第 3 条第 1 項に規定する電気工事及び管工事における建設業許可、又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

オ その他、本事業について関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

⑤ 各役割の責任者業務実績表（様式第 4 号の 3）

⑥ 暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第 5 号）

(5) 資格確認結果及びヒアリング詳細の通知

資格確認結果及びヒアリング詳細について、令和 8 年 9 月 18 日（金）中に電子メールで本町から応募者に通知する。

(6) 企画提案書の提出

応募者は、本町が提供する配布資料に示す資料を基に「7 本事業企画提案提出書類・作成要領」に従い、本事業企画提案書を作成し事務局へ持参又は郵送で提出すること。また、企画提案書を提出後に本町から参加資格が無いと判断された場合は、企画提案書を不受理とする。

① 提出期限 令和 8 年 9 月 30 日（水）（必着）

受付時間は、開庁日の前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

② 提出書類 「7 本事業企画提案提出書類・作成要領」によるものとする。

(7) 参加を辞退する場合

応募者が参加を辞退する場合は、令和8年10月8日（木）（必着）までに参加辞退届（様式6号）を1部、事務局に持参又は郵送で提出するものとする。

7 本事業企画提案提出書類・作成要領

(1) 企画提案時の提出書類

次の提出書類に、必要書類及び各様式のデータ一式を格納したDVD-Rを一部添えて、各々の書類符合を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを6部（正本1部、副本5部）提出すること。

- ① 提案書提出届（様式第7号）
- ② 提案総括表（様式第8号の1）
- ③ 資金調達計画書（様式第8号の2）
- ④ 事業予算等経費計画書（様式第8号の3）

(2) 作成要領

提案書提出届により提出書類の構成を示した上で、各提出書類に提出書類、表紙をそれぞれ付し、A4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4判サイズに折り込むこと。

- ① 提案書提出届（様式第7号） グループの事業役割となる会社名等を記入すること。
- ② 提案総括表（様式第8号の1） 提案全体の概要及び下記事項を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。
 - ・施工計画（施工計画・安全管理・技術者の配置・品質管理、工事完了期限、撤去した機器の廃棄計画等について）
 - ・使用機器提案（使用する機器の図、当該機器に関する効率性・信頼性、エネルギーコスト及び二酸化炭素排出量低減の効果、数値的根拠について）
 - ・維持管理計画（本設備等の管理体制、機器類の保証等に関する内容について）
 - ・維持管理に関する緊急時対応（緊急時（故障時・災害時を含む。）についての対応方法）
 - ・地域貢献・経済波及効果（地域貢献・町内経済波及効果の方策について）
 - ・提案の独自性（提案した事業の独自性について）
- ③ 資金調達計画書（様式第8号の2） 複数の企業で構成される場合は、企業ごとの内訳を記載すること。
- ④ 事業予算等経費計画書（様式第8号の3） 複数の企業で構成される場合は、企業ごとの内訳を記載すること。

(3) ヒアリングの実施

前項にて提出された提案書とあわせてヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、審査を実施できるものとする。実施時間及び場所は、後日該当者に通知するものとする。

※企画提案書に記載されている内容の補足説明としてパワーポイント等を利用し、プロジェクターなどで投影し、補足説明することを認める。

8 審査及び結果の通知

(1) 審査基準

審査委員会が、事業遂行能力、計画・施工・施工管理・使用機器や維持管理、安全への配慮、地域貢献・町内経済波及効果などの観点から総合的な審査を行う。なお、審査の基準は次のとおりとする。

＜審査項目＞

審査項目	評価の内容	配点
1 企業概要	事業遂行能力及び実績等	5
2 事業費	適正かつ安価な事業費となっているか	15
3 施工計画・施工内容	施工計画、安全管理の妥当性	15
	具体的かつ現実的な工程となっているか	
4 使用機器	使用機器についての信頼性・品質	15
5 維持管理費	光熱費の削減額が見込まれるか	15
	二酸化炭素排出量の低減が図られるか	15
6 地域貢献・経済波及効果	地域貢献状況・町内経済波及効果の方策	10
7 提案の独自性	提案した事業の独自性	10

(2) 審査の流れ

企画提案の審査にあたっては、以下の要領で行う。

- ① 応募者からのヒアリング(プレゼンテーション)時は、5名以内の参加とする。
- ② 審査時間は、1者あたり25分以内(プレゼンテーション20分・質疑応答5分)とし、審査員は採点基準に基づき企画提案内容の実行能力を審査する。また、説明に使用する機器の持ち込みは可能とし、プレゼンテーション5分前から機器設置及び設定を行うことができるものとする。
- ③ 審査の結果、総合得点の最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。
- ④ 最低基準点を設け、提案の全てがこれを下回る場合は契約を行わず、再度公募を行う。なお、最低基準点は合計点数300点(100点(満点)×審査委員数(5名)×0.6)とする。また、応募者が1者となった場合でも選定委員会において審査を行い、最低基準点を満たせば優先交渉権者とする。
- ⑤ 本町が判断した場合は企画提案書等での書類審査を行えるものとする。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は提案者に書面で通知するものとし、電話等による問い合わせには応じない。
- ② 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果は、西川町立病院のホームページで公表する。なお、最優秀提案者については、社名を公表する。

(4) 失格 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
- ② 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑤ 提案書の内容と異なる内容の場合。
- ⑥ 指定した時間に遅れた場合。

9 その他の留意事項

- ① 応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本町は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。
- ③ 事業者理由による、提出された書類の差替え、再提出は認めない。ただし、本町は、本提出書類について参考資料を求めることができる。
- ④ 本町が提供する資料は、応募者に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- ⑤ 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期するため、情報公開することがある。
- ⑥ 前号のほか、本企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、本町がその写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑦ 優先交渉権者となった者の提出した提案書は、契約時の本事業の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提出された書類に従った履行がなされない場合には、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。
- ⑧ 応募者は1つの提案しか行うことができない。
- ⑨ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることができない。
- ⑩ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本町と協議を行い、本町がこれを認めたときはその限りではない。
- ⑪ 企画提案内容に含まれる特許権、実用新提案、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

以上